

## 訪問看護契約書（医療保険/介護保険）

\_\_\_\_様（以下「利用者」と略します。）と株式会社〇の営む「横浜訪問看護 ゆう訪問看護ステーション新横浜」（以下「事業者」と略します。）は、事業者が提供するサービスの利用等について、以下のとおり契約を締結します。

### （契約の目的）

#### 第1条

- 事業者は、健康保険法及び介護保険法その他関係法令並びにこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、次のいずれかのサービスを提供します。
  - 訪問看護（医療保険）
  - 訪問看護（介護保険）
  - 介護予防訪問看護（介護保険）

### （契約期間）

#### 第2条

- この契約の契約期間は \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日から、利用者の要介護認定の有効期間満了日まで、若しくは第8条に基づく契約の終了まで、本契約の定めるところにしたがって、当事業者が提供する訪問看護のサービスを利用できるものとします。
- 利用者から事業者に対し、契約満了日の1ヶ月前までに文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動的に更新されるものとします。

### （利用料等の支払い）

#### 第3条

- 利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、重要事項説明書（別紙）の記載に従い、事業者に対し、利用者負担金を支払います。
- 利用料の請求や支払方法は、別紙料金表のとおりです。
- 利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、重要事項説明書（別紙）に記載のとおりキャンセル料をいただきます。キャンセルの場合は必ず利用予定日の前々日までに、045-470-8222 までご連絡をお願いいたします。

### （利用料の変更）

#### 第4条

- 事業者は、利用者に対して、新料金施行の1ヶ月前までに文書で通知することにより、健康保険法及び介護保険法その他関係法令の改正などによる料金の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
- 利用者が料金の変更を承諾する場合は、新たな料金に基づく【別紙料金表】を作成し、相互に取り交わします。
- 利用者は、料金の変更を承諾しない場合は、事業者に対し文書で通知することにより、契約を解約できます。

## (利用料の滞納)

### 第5条

1. 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を2ヶ月分以上滞納した場合は、事業者は、利用者に対し、1ヶ月以上の猶予期間を設けた上で支払い期限を定め、当該期限までに滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解約する旨の催告をすることができます。
2. 事業者は、利用者が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもって本契約を解約することができます。

## (利用者の解約権)

### 第6条

1. 利用者は、1ヶ月以上の予告期間を設けることにより、事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合、予告期間満了日に契約は解約されます。
2. 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、予告期間を設けることなく直ちにこの契約を解約できます。
  - 1) 事業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとししない場合
  - 2) 事業者が、第9条に定める守秘義務に違反した場合
  - 3) 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合
  - 4) 事業者が破産した場合

## (事業者の解約権)

### 第7条

1. 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、文書により30日間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。
  - 1) 利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難となった場合
  - 2) 利用者が事業者の通常の事業の実施地域外に転居し、事業者においてサービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合

## (契約の終了)

### 第8条

次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は終了します。

1. 第2条第2項に基づき、利用者から契約更新しない旨の申し出があり、契約期間が満了した場合
2. 第6条第1項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
3. 第6条もしくは第8条第2項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされた場合
4. 第7条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされた場合
5. 第7条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合

6. 利用者が介護保険施設等へ入所した場合
7. 利用者が（介護予防）特定施設入居者生活介護又は（介護予防）認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護を受けることとなった場合
8. 利用者が看護小規模多機能型居宅介護を受けることとなった場合
9. 利用者の要介護状態区分が自立となった場合
10. 利用者が死亡した場合

### **（損害賠償）**

#### 第9条

1. 事業者は、サービスの提供にあたり、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者又は利用者の家族に対して損害を賠償します。ただし、当該損害について事業者の責任を問えない場合はこの限りではありません。
2. 前項の義務履行を確保するため、事業者は損害賠償保険に加入します。
3. 第1項の場合において、利用者又は利用者の家族の重過失によって当該事故が発生した場合、事業者が負う損害賠償額は減額されます。

### **（守秘義務）**

#### 第10条

1. 事業者及び事業者の従業者は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。
2. 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないように必要な処置を講じます。
3. 事業者は、利用者およびその家族の有する問題や、解決すべき課題などについて話し合うためのサービス担当者会議・カンファレンスなどや書面にて、利用者およびその家族の個人情報を、関係機関へ必要な情報を共有するために用いることを、利用者及びその家族が本契約をもって同意したとみなします。
4. 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）及び児童福祉法第25条その他関係法令に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

### **（苦情処理）**

#### 第11条

2. 利用者又は利用者の家族は、提供されたサービスに苦情がある場合は、重要事項説明書（別紙）に記載された事業者の相談窓口及び関係機関に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
3. 事業者は、提供したサービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。
4. 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由として一切不当な扱いはいたしません。

(契約外条項)

第12条

本契約に定めのない事項については、健康保険法及び介護保険法その他関係法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

(裁判管轄)

第13条

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、横浜家庭裁判所を第一審管轄裁判所とすることとし、予め合意します。

以上のとおり、訪問看護サービス又は居宅介護サービス、又は介護予防サービスに関する契約を締結します。

上記契約を証明するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者の双方が記名・押印の上、それぞれ1部ずつ保有します。

年 月 日

(事業者) 私は、利用者の申込みを受諾し、この契約書に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。

住所：東京都文京区湯島四丁目6番11-1406号

株式会社〇

代表取締役 安田 智子

印

説明者：

印

(利用者) 私は、この契約内容に同意し、サービスの利用を申し込みます。

また、第10条第3項・第10条第4項に定める利用者の個人情報の使用について、同意します。

住所：

氏名：

印

(代理人) 私は、利用者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名を行いました。

住所：

氏名：

印

本人との続柄：